



一部の福祉用具に係る貸与と販売の 選択制の導入について

健康医療部 長寿介護課

一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

令和6年4月より下記の3品目を対象に**貸与**と**販売**の選択制が導入されます。

- ・スロープ
- ・歩行器
- ・歩行補助つえ

販売における支給対象品目

- 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成12年1月31日老企第34号）（厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

新	旧
<p>(別添)</p> <p>第一 福祉用具</p> <p>1 (略)</p> <p>2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) スロープ</u> 貸与告示第八項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものとは除く。</p> <p><u>(8) 歩行器</u> 貸与告示第九項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。</p> <p><u>(9) 歩行補助つえ</u> カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。</p> <p>3 (略)</p> <p>第二 (略)</p>	<p>(別添)</p> <p>第一 福祉用具</p> <p>1 (略)</p> <p>2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>第二 (略)</p>

一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

【貸与と販売の選択に伴う判断体制・プロセス】

- 選択制の対象福祉用具の提供に当たり、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員は、利用者に対し、以下の対応を行う。
 - ・ 貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることの説明
 - ・ 利用者の選択に当たって必要な情報の提供
 - ・ 医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案



一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

【貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等】

<貸与後>

※ 福祉用具専門相談員が実施

- ・ 利用開始後少なくとも6月以内に一度モニタリングを実施し、貸与継続の必要性を検討

<販売後>

- ・ 特定福祉用具販売計画の目標の達成状況を確認
- ・ 利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うよう努める
- ・ 商品不具合時の連絡先を情報提供



福祉用具購入費支給申請書の様式変更について

様式第1号

介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書 (令和 年 月分)

被保険者氏名	フリガナ		支払方法	1 代理受領 2 償還払	
			保険者番号	272112	
			被保険者番号		
生年月日	年 月 日				
住所	〒				
	電話番号				
支払金額合計	円		指定番号		
商品名	種目(該当種目に○をしてください。)	製造事業者名・販売事業者名(両方とも記入してください。)	購入金額	購入年月日(領収日)	
	腰掛便座・入浴補助用具・簡易浴槽 自動排泄処理装置の交換可能部品 移動用リフトのつり具部分 排泄予測支援機器		円	年 月 日	
	スロープ・歩行器・歩行補助つえ		円	年 月 日	
	腰掛便座・入浴補助用具・簡易浴槽 自動排泄処理装置の交換可能部品 移動用リフトのつり具部分 排泄予測支援機器 スロープ・歩行器・歩行補助つえ		円	年 月 日	
	腰掛便座・入浴補助用具・簡易浴槽				

支給申請時の福祉用具サービス計画書について①

- 選択制の福祉用具を購入する際は、福祉用具サービス計画書の選定理由欄に貸与ではなく購入を選択した理由を記載してください。
- 長期間レンタルするよりも、購入した方が利用者負担を抑えられる
- 心身の状態が安定しており、短期的な状態の変化の可能性が低いと見込まれる

など

支給申請時の福祉用具サービス計画書について②

- 選択制の対象福祉用具を購入する際は、福祉用具サービス計画書の利用者の同意欄における確認項目に、選択制の対象福祉用具に関する説明及び情報の提供を行った旨を記載すること。

重要

「視聴後アンケート」について

今後のより良い運営に活かすため、「視聴後アンケート」の回答に、ご協力よろしく申し上げます。(〃切R6.4.30)



茨木市 健康医療部 長寿介護課



次なる
茨木へ。
茨木には、次がある。